

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般配電事業者等が託送料金の形で公益的課題への対応に掛かる経費（※）を回収した場合における、各事業年度の収入金額。</p> <p>※公益的課題への対応に掛かる経費 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金であり託送料金によって回収される。</p> <p>・ 特例措置の内容 公益的課題への対応に掛かる経費については一般送配電事業者及び配電事業者の課税標準から控除する。</p>		
関係条文	地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲1400) [平年度] — (▲1400) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 電力システム改革の一環である一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要）。</p> <p>(2) 施策の必要性 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月成立）により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業をいずれも営む電気事業者については、一般送配電部門を法的に分離（分社化）しなければならなくなったところ。</p> <p>他方、地方税法上、電気供給業においては、その法人事業税の算定方式として収入金額を課税標準とする方式が採用されており、電気の供給に関連して必要となる取引により生ずる収入金額を課税標準として法人事業税が課されている。</p> <p>このような中で、上記の「公益的課題への対応に掛かる経費」については、一般送配電事業者等が託送料金で回収をし、原子力事業者へ受け渡すものであるが、当該経費はこれらを受け渡された原子力事業者及び一般送配電事業者等の収入に含まれており、また、両者のいずれの法人も収入金額として法人事業税の課税標準を構成することから、二重課税が発生することとなる。</p> <p>このため、二重課税の発生を防ぎ、もって原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させるため、一般配電事業者等の収入金額から、公益的課題への対応に掛かる経費相当額を控除することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることを目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定原子力施設炉心等除去準備金（国税・法人税） ・ 電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・ 電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることに寄与することから妥当性を有する。		

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○適用法人数：9社 ○適用対象額： 令和2年度 35,182百万円 令和3年度 88,423百万円 令和4年度 101,316百万円 令和5年度 109,054百万円 ○減収額： 令和2年度 457.4百万円 令和3年度 1,149.5百万円 令和4年度 1,317.1百万円 令和5年度 1,417.7百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①課税標準（収入金額） ②適用総額 令和2年度 0千円 令和3年度 21,674,550千円 令和4年度 57,889,466千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を回避している。
	前回要望時の達成目標	一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を回避している。
これまでの要望経緯	平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。	